

久留米広域合併協議会

第3回会議録

於 久留米市庁舎 401会議室

平成15年3月29日(土)

久留米広域合併協議会第3回会議録

平成15年3月29日(土)

10時33分開会

久留米市庁舎4階 401会議室

○出席委員(31名)

久留米市

江藤守國 会長
十中大雅 委員
前川博 委員
今村信義 委員
岩辺康平 委員

城島町

佐藤利幸 委員(副会長)
宮田康敏 委員
堀正文 委員
中島昌明 委員
今村新 委員
平田正 委員

田主丸町

馬田博 委員(副会長)
小西和義 委員
刈茅貴俊 委員
古賀正邦 委員
清水公子 委員
中野寛 委員
三浦俊明 委員

三潞町

砂山惣吉 委員(副会長)
内田満 委員
毛利正光 委員
田中義一 委員
寺島廣記 委員
富松章子 委員
江島忠幸 委員

北野町

秋吉喜一郎 委員(副会長)
井口正美 委員
野村平美 委員
浦野典幸 委員
谷口邦博 委員
益永工三子 委員
澤水正義 委員

○欠席委員(3名)

久留米市

古賀喜美子 委員
八尋良治 委員

城島町

中島宏輔 委員

久留米広域合併協議会（第3回）

（午前10時33分 開会）

議長（江藤守國君） 皆さん、おはようございます。

それでは定刻となりましたので、久留米広域合併協議会第3回会議を開催させていただきます。

今回で第3回目の会議になるわけでございますが、皆さん方大変お忙しいところ、また土曜日にもかわりませずご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

なお、先日より委員の皆さん方にお送りしておりました今回の会議資料でございますが、議案に追加がございました関係で、皆さんの机の上に新しい資料を配付させていただいておりますので、差し替えをお願いいたします。

まず最初に、会議録署名委員の指名をさせていただきます。

本日は、三潴町の内田委員さん、久留米市の前川委員さんをお願いいたしたいと思いますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

本日の会議の傍聴についてお知らせいたします。

定員12名に対し先着順により6名の傍聴を許可しておりますので、ご報告いたします。 それでは委員の皆さんの出席状況について事務局より報告をいたさせます。

事務局（田中） 事務局より出席状況についてご報告いたします。

委員34名中30名の御出席でございますので、定足数に達しておりますことを報告いたします。

議長（江藤守國君） 本日の審議に入ります前に、事務局よりご報告があるとのことでございますので、ご報告をさせます。

事務局（村上） 最初に、事務局よりおわびを申し上げたいと思います。

先ほど会長より御説明がありましたように、本日ご審議をいただきます議案に、お手元の資料にございますように、追加修正をさせていただいております。

実は先にお送りいたしました資料は、広川町の住民発議によります1市5町合併協議会設置に関する議案が、3月18日に広川町で、19日に城島町で可決されておりました。残る1市3町での採決結果はまだ未定でございましたが、一応4月1日に1市5町の合併協議会が設置される、このことを織り込んだ内容としておりました。資料送付の際に、そのことを明記しておればよかったわけでございますけれども、その点が漏れておりまして、大変申しわけございませんでした。

なお、このような中で、さきの3月27日に、今回の広川町の住民発議によります1市5町合併協議会の設置、これは実現しないとの結論が出たところでございます。そのために、新たに追加の項目といたしまして、報告第7号並びに第9号議案、第10号議案、これらを追加させていただいた次第でございます。

以上、おわびを申し上げる次第でございます。

なお、今回の1市5町によります合併協議会に関します経過につきましては、担当の方からご説明を申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

事務局（田中） 田中でございます。

それでは今回の広川町の住民発議に関する経過につきましてご報告させていただきます。お手元に別紙で、このような表を配付させていただいていると思います。「市町村合併の住民発議手続の流れ」というものでございます。

広川町の住民発議によります1市5町合併協議会設置に関する状況につきましては、この資料を用いて御説明をさせていただきます。

その前に、今回の住民発議による合併協議会設置が、首長提案による合併協議会設置、合併特例法の第3条にございますけれども、これとは制度的に異なる点がございますので、これをまず確認をしたいと思います。

その最大の特徴といたしましては、住民発議による1市5町合併協議会が、現在1市4町で合併協議を進めております本久留米広域合併協議会に広川町を加えるものではなくて、新たな1市5町の合併協議会を設置するものであった点でございます。

これは、1市5町の合併協議会の設置根拠が、市町村合併の特例に関する法律第4条に基づくものでございまして、この法に定めた手続で新たな協議会を設置するものでございまして、制度上、既存の協議会に加入をするという手続が認められておりませんでした。したがって、今回設置が実現できませんでしたが、もしした場合には、1市4町の本合併協議会と1市5町の住民発議による合併協議会、これら二つの合併協議会が並存すると、そういうことになっておったわけでございます。

さて、ご承知のように広川町においては、昨年10月に実施された住民アンケートで、久留米広域での合併を望む町民の皆さんが56%を占め、昨年12月町議会に、1市6町を枠組みとした久留米広域合併協議会設置議案を提案されましたが、審議・採決の結果、賛成少数で否決をされました。

広川町では、この流れにありますように、1月5日に久留米広域との合併を望まれる住民の皆様が「広川町の将来を考える住民の会」これを結成されまして、1月11日より住民発議による広川町とそれから久留米市、田主丸町、北野町、城島町、三潴町との1市5町の合併協議会の設置を求める署名活動を開始されまして、有権者の50分の1を上回ります有効数3,682名の署名を集められまして、2月20日に本請求を提出されました。

これを受けまして広川町長より、1市4町の首長に対しまして、議会へ付議するか否かの意見照会がございました。すべての首長より、付議する旨の回答が行われております。これが3月6日から12日の間に回答がっております。

広川町では、3月18日の定例会に設置議案を提案されまして、審議・採決の結果、9対7の賛成多数で可決をされました。

広川町では、久留米広域の1市4町を対象とする合併協議会の設置議案とともに、同じく住民発議によります八女市・筑後市を対象といたします2市1町での合併協議会設置についての議案も審議をされ、こちらの方は賛成7、反対9ということで否決をされました。これを受けまして、本協議会を構成する1市4町におきましても、それぞれの議会に設置議案を付議し、議決をいただいたところでございます。その結果、3月19日「城島町議会では賛成13、反対0」、24日「三潴町議会では賛成11、反対1」、25日「北野町議会では賛成10、反対2」、27日「久留米市議会では賛成31、反対3」で可決されましたけれども、27日「田主丸町議会では賛成6、反対12」ということで否決をされましたので、住民発議の手続はその時点で終了することになり、今回1市5町合併協議会の設置ができない状況になったところでございます。

以上が、経過でございます。

この後、本日首長会議が開催されておりますので、その内容につきましては、同席いたしました事務局長の方より報告をさせていただきます。

事務局（村上）私の方から、今日本日9時より1市4町の首長会議が開催されましたので、その内容についてご報告をさせていただきます。

この会議には、1市4町の首長さん並びに助役さん、それから高鍋広川町長さんにもご参加をいただきまして、その中では、それぞれの市・町で今回の状況をどのように認識をしているかなど、まず情報の共有化を図っていただきました。その情報の共有化とともに、1市4町をベースに、今後どういう対応が可能かを意見交換がなされたところでございます。

この中で、本日は「1市4町の現在の枠組みを堅持することを前提に、広川町の加入の件は1市5町の首長間で既に合意している内容であるため、今後さらに首長会議を開催して取り扱いを検討していく」、このことが確認をされたところでございます。

以上、広川町の住民発議に関連するご報告を終わらせていただきます。

議長（江藤守國君） 事務局から広川町の住民発議の1市5町合併協議会の設置に関する件につきましてご報告をいたしましたけれども、委員の皆様から何か質問等はございませんでしょうか。

何かご発言がある際は、市町名並びに名前をおっしゃっていただきましてご発言をお願いしたいと思います。

はい、北野の井口議長さん。

委員（井口正美君） 北野の井口でございます。任意協議会の際から、1回目から参加をさせていただいております。わかりやすく言いますと、白石市長さんのときから任意協議会の中から参加した一人でございます。

新市長さんになられました後のことは後で聞きますけれども、今報告のあった流れから言って、城島、三瀧、田主丸、最初は2市6町から始まって、それから1市4町になったところから、それぞれの市町村は家庭の事情があると思います。北野町でも、小郡市・三井郡と久留米市と、小郡市・三井郡で任意協議会をやってる中で、途中からその久留米に任意協議会にかたつたということで、正直言って私の立場としては、北野町も二分をしております、その時点から。田主丸さん、三瀧さん、城島さんはまあ家庭の事情が違ふと思いますけれども、そのときに説明会とかいろいろなことをやってきておりますけれども、そのときの状況と現在の状況は全く違うということを一言添えておきます。

議長（江藤守國君） はい、それでは続きまして城島町の堀委員さん。

委員（堀 正文君） 城島町の堀です。今、事務局の方からご説明がありましたけれども、私たちが知る限りでは新聞報道、テレビで少し報道ぐらいで、田主丸町が否決された理由が非常にわかりにくい。それと各副会長さんたちで北野町長、田主丸の町長は、1市4町を淡々と進めていくと。しかし、城島町長、ほか三瀧町長の方は、1市4町にも波紋が出るだろうと、当然そういう考えは私たちも思います。と言いますのは、1市4町の中で広川町の受けとめ方、取り扱いというのは、全町が1市4町が既に確認事項として確認してる事項なんです。それをこの時期になって否決するということは、非常に我々も理解しがたい。そういうことを首長会議の中では十分説明あったかと思いますが、委員としては非常にわかりにくいんです。よろしかったら、そこら辺を具体的に説明をお願いしたいと思います。

います。

議長（江藤守國君） それでは田主丸町長さんからお願いします。

副会長（馬田 博君） 田主丸町長の馬田でございます。

結果的に申し上げますと、大変ほかの町にご迷惑をかけたと思っておるところでございますが、3月の定例議会が田主丸町は日程的に27日までという日程を議会の方で組んでいただいております。したがって、執行部といたしましては、最後の日に追加議案として提案をさせていただき、ご審議をさせていただくということで、3月の27日に提案をさせていただきました。そして提案理由はもちろんご説明は申し上げて、参考資料としてまた、先ほど事務局の方からご説明いただきました、それぞれの町の議会議決の内容も説明をさせていただいたところでございます。そしてご審議をいただいた中で、いろんな意見が出てきましたけども、それを幾つかまとめて申し上げますならば、一つは、広川町が12月の時点で、アンケート調査は今事務局の方で申し上げられました結果の中で議会が否決されておると、このことも議会のご意見として出てまいりました。

それから合併の枠組みも出てきたところでございますが、広川町は八女・筑後市、それから久留米広域、それから八女郡といった三つの任意協議会に入っておるじゃないか、そういったことも出てまいりました。したがって、住民の皆さん方は迷われておるのではなからうか、混乱しておられるのではなからうかというような議会のご意見が出てまいりました。

それから住民発議によります署名活動の内容も、今事務局の方からご説明いただきましたが、八女・筑後市が4,265ですかね、そうすると久留米広域が3,682名というような私の方は資料をいただいておりますけども、したがって署名は八女・筑後が多いのにもかかわらず議会は久留米市の方に、久留米広域の方に賛成をした、そういったことが言われてまいりました。そしてその結果が9対7、賛成9で反対7。12月の議会では否決された。そして今回は9対7というような内容であると、そういったことが議会としては心配をされておりました。

したがって、そういったご意見が出てまいりましたので、私も議長と相談いたしまして、全員協議会に落として、十分皆さん方にご理解をいただく必要があるということで、全員協議会を開いていただきまして、全員協議会の中でいろんなご意見をいただきました。事務局といたしましても、提案いたしましたからには、これを賛成していただきたいという気持ちで提案をいたしましたので、いろいろご説明を申し上げましたけども、結果的には、全員協議会でも多数の理解がいただけなかったというふうな結果でございます。

具体的には、まだいろいろ出てきておりましたけれども、大体大きく分ければ、そういったご意見であったというふうに思うわけでございます。

少し長くなりましたけれども、否決された理由と申されましたので、申し上げたところでございます。以上です。

議長（江藤守國君） はい、どうぞ。堀委員さん。

委員（堀 正文君） 今、馬田町長さんから説明ございましたけれども、まず12月議会での否決があったからということですが、これはもう皆さん各委員さん全部ご承知のとおりなんです。それを受けて、2月の末まで広川町の今後の対応を待とうということで、承認してることなんです、第1点です。ね。

それから枠組みの問題、これはどこの町でも枠組みあったと思うんです。私たち城島町も枠組みございました。両方とも、三瀨郡3町と久留米広域の両方の任意協議会に参加しておりました。その中で、住民のアンケート調査を行い、広域の方がいいんだという住民の意向が出て、それを尊重し久留米広域に参加したと、こういうことでございます。それから住民の署名が八女の方ですか、こちらが多かった言われますけれども、広川町自身もアンケート調査してるんですよ。アンケートの調査は久留米広域が多かったんです。それに基づいて参加の希望されたと思うんです。署名は、50分の1以上の署名があればいいということで、これが確実な民意の総意かということ、私はそういうふうに思いません。だから9対7で可決、9対7で可決した。その前は否決されてますけれども、やはり住民の意向も十分尊重しなければいけないと、そういうことで可決に票数が変わったんだ。これはまた尊重していかなければならないと思うわけなんです。どうもその田主丸の意見を聞いてみますと、言い方は悪いけれども、身勝手じゃないかと私は思うんですよ。

じゃ、今まで我々の委員会の中で、広川町の対応をきちんと待とうという結果が出てですね、その結果が出たことが何か問題があったかということないけれども、それに対して、ただ自分たちだけの田主丸の考え方だけで否決されるということは、ほかの市町村に相当な迷惑かけると思うんですよ。そこら辺、どういうふうにお考えか、もう一度お答えいただきたいと思います。

議長（江藤守國君） ようございますか、町長さん。

副会長（馬田 博君） 確かに、ほかの市町村には迷惑はかけます。ご迷惑であろうとは思いますが、今私が申し上げますように、不安定な要素が多過ぎるということでございました。

身勝手ということのご発言もございましたけれども、田主丸町も身勝手にそういった否決されたので

はございません。いろんな議員の方々も状況を調査されております。その中でのごことでございますし、私も提案者として、できるだけ可決をしていただこう、賛成をしていただこうということで努力は申し上げたところでございますので、そこらあたりはひとつご理解をいただいて、今後どうするかというようなことになれば、またいいんではなからうかと思うわけでもございます。

ご意見が、ご不満がございましたら、どうぞひとつ遠慮なし言ってください。お聞きいたしまして、参考にいたしたいと思っております。以上です。

議長（江藤守國君） はい、どうぞ。

委員（中島昌明君） 城島町の中島でございます。先ほど私のところの堀議員が大体ほぼ言ったような形になっておりますが、今馬田町長の話聞いておりますと、何か広川町の都合で田主丸は否決をしたというような感じを私たちは受けたわけでありまして。それぞれの自治体にそれぞれの事情はあるかと思えますけれども、私たちの町では、よその町を心配するような余裕はないわけでございます。いかにこの1市4町で、あるいは1市5町で大同団結してやっていくのかということが、今私たちこうした広域の協議会の中で求められているものであらうと思えます。

協議会の委員さんたちの責任ということは一切ないと思えますけれども、2市6町でスタートした問題は、当然お互い確認し合い、そして1市4町プラス広川の入ってこられるのを我々としては歓迎していたわけでありまして、何か対応について政治的意図はないのかと、そういったことまで、統一地方選も控えておりますし、何かそんな感じも私たちは外から見て受けるわけでありまして、いずれにしましても、お互いの信義が崩れていくんじゃないかという、そういうふうな一抹の不安を持っております。しかし、今私たちがやれることは、1市4町を基軸として、このことをしっかりと立ち上げていかなばならないというふうに思っておりますが、馬田町長さんには大変つらいお話でありましようけれども、どうぞ私たちの田主丸に対する信頼度を下げないでいただかないように、こういった場では必ずその建設的な意見を出し合って、まとめていかなばならないと私は思っておりますので、今後ともそういうふうな対応ができればというふうに願って、私の意見とさせていただきます。

議長（江藤守國君） 馬田町長、回答ありますか。

副会長（馬田 博君） ご意見は十分お伺いしておきたいと思えますが、私もご意見どおり、できたら大きな組織の中で住民サービスをしていきたいということでコメントも申し上げておりました。

それから結果について、政治的な動きの中での結果ではなからうかというふうなご心配もいただいておりますようですが、田主丸町はそういった動きの中では全くございません。純粋なご審議の中で

の結果でございます。参考にさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

議長（江藤守國君） ほかにございませんか。

はい、どうぞ。

委員（宮田康敏君） 城島町の宮田でございます。

城島の委員が3人も続けて発言しますけど、馬田町長を決して私たちは責めてるのではないんですね。町長は、1市5町を提案されてありますので、後はもう議会の問題です。ただ、2市6町からスタートしまして1市4町でまとまりまして、今度広川さんということで1市5町になりましたけど、やはり何のための合併かということを皆さんよく考えてもらいたいと思うんですね。先ほどうちの中島委員が申しましたように、大同団結、大所高所からこの合併を見つめていかななくては実現しないと思っております。いろいろその各町の思惑はあると思いますが、この1市4町が崩れないようにですね、やっていかなければならないと私は思っております。馬田町長さん、答弁は要りません。

議長（江藤守國君） はい、ありがとうございました。

ほかにございませんか。

委員（堀 正文君） 最後に、各町長さんたちにお伺いしたいと思います。

久留米市長さんは西日本新聞社の中で、まだ十分把握してない分があるので、コメントを差し控えたいということで、そのようなふうの記事が載ってたと思います。あとの北野町長、それから田主丸の町長さん、それから城島の町長、三瀬の町長さん、それぞれその当時のコメントと現在の心境をよかったら一言ずつ述べていただきたいと思います。

議長（江藤守國君） 私からちょっと。

先ほど事務局から説明いたしましたけど、1市4町の首長会議を9時から行いまして、1市4町の枠組みは堅持していくと、これをがっちり固めていくということを1市4町の首長では合意をいたしております。その上で、広川町さんへの対応も今後検討していく、協議していくということで、今はっきり意思統一をいたしましたので、その点は最初に申し上げておきます。それでよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

じゃ、そういうことでお願いしたいと思います。

ほかにございませんでしょうか。

そういうことでございますので、そういう方向でこの問題は対応していきたいと思っておりますので、よろしくご協力をお願いしたいと思います。

それでは報告第6号、第2回協議会以降の活動につきまして事務局より報告をいただきます。

事務局(田中) お手元の久留米広域合併協議会(第3回)議案等の資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

1ページ・2ページに、協議会活動についての報告が載せてあります。

報告第6号

第2回協議会以降の協議会活動について

第2回協議会以降の協議会活動について別紙のとおり報告する。

平成15年3月29日提出

久留米広域合併協議会会長 江藤守國

2ページに別紙がございますが、会議といたしましては3月20日に合併協議会の幹事会を開催いたしまして、合併協定項目案、それから本日の開催要領などについて協議をさせていただきました。

それから特に第2回以降、2月1日に専門部会等が立ち上がりまして、2月の17日より実質的な分科会活動が開始されております。

専門部会としましては、3月18日に第1回の総合調整部会ということで、総合調整部会にかかわる分科会活動状況の報告とともに、合併協定項目案などについての協議がなされております。

分科会といたしましては、ここに書いておりますように、2月28日から3月19日、またその以降も開催されておりまして、それぞれ事務事業等の調整に関しまして、それぞれの市や町によりまして会議をしているところでございます。

大変簡単ではございますけれども、第2回協議会以降の活動報告とさせていただきます。議長(江藤守國君) 事務局より、第2回協議会以降の活動についてご報告申し上げましたが、委員の皆さんから何かご質問・ご意見等ございましたらお願いいたします。

よろしゅうございませうか。(「はい」と呼ぶ者あり)

はい、ありがとうございます。

それでは続きまして報告第7号、久留米広域合併協議会財務規程の一部改正につきまして事務局より報告をお願いします。

事務局(田中) 引き続き、3ページをお開きいただきたいと思います。

報告第7号

久留米広域合併協議会財務規程の一部改正について

久留米広域合併協議会財務規程を次のとおり改正したので報告する。

久留米広域合併協議会財務規程の一部を改正する規程

久留米広域合併協議会財務規程（平成 15 年久留米広域合併協議会財務規程第 6 条第 4 項）

の一部を次のように改正をするということで、別表第 1 中、3 諸収入 1 預金利子 2 雑入とありますのを 3 に繰越金を入れる。そして諸収入等を繰り下げると、4 款にするというものでございます。

この規則は、平成 15 年 3 月 28 日から施行するというところでございます。

この理由といたしましては、第 2 回の協議会におきまして、国の合併準備金の補正に伴いまして、繰り越しを前提とした 14 年度の歳入歳出予算の補正をご承認いただいたところでございますけども、この決算見込みにおきまして、15 年度への繰越金 2,200 万円が発生する見込みとなりましたもので、これに対応するというところでございました。しかしながら財務規程の第 6 条の歳入予算の区分には、この繰越金の款及び項がございませんでしたので、このために同規程第 6 条 4 項に従いまして、別表第 1 の款及び項の区分に 3 款 繰越金及び 1 項 繰越金を定め、諸収入を 4 款に繰り下げるものでございます。以上簡単でございますが、ご報告させていただきます。

議長（江藤守國君） ただいまの事務局の説明に対しまして委員の皆さんから何かご御質問・ご意見ございましたらお願いします。

よろしゅうございましょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

はい、ありがとうございます。

それでは以上をもちまして、報告事項を終わります。

続きまして、協議事項に入りたいと思います。

まず第 8 号議案、合併協定項目についてを協議いたします。

合併する市・町は、新市の行財政運営における特に重要な事項、また住民の皆さんの日常生活に密接に関係する行政サービスなどについて確認のため、合併協定書を作成することになります。この合併協定書に記載されるものが、今回ご協議いただく合併協定項目でございます。

第 2 回の協議会でご承認いただきましたように、合併協定項目の協議につきましては、まず協議会で説明を行った後、次回開催の協議会におきまして決定をすることとなっております。

それでは合併協定項目について事務局より説明をお願いいたします。

事務局（池松） 協議会事務局調整班の池松でございます。

7ページをごらんください。

第8号議案

合併協定項目について

合併協定項目及び協議会で方向性を協議する項目を別紙のとおり定めることについて、承認を求める。

平成15年3月29日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

8ページをお開きください。

合併協定項目及び協議会で方向性を協議する項目の表でございますが、最初に合併協定項目についてご提案申し上げます。

この項目の選定に当たりましては、合併に関する協議のうち最も重要で基本的な事項といたしまして、1番・合併の方式、2番・合併の期日、3番・新市の名称、4番・新市の事務所の位置から5番の財産の取り扱いの基本的事項と、合併特例法において取り扱いの特例が定められております協議項目といたしまして、6番・議会の議員の定数及び任期の取り扱い、7番・農業委員会の委員の定数及び任期の取り扱い、8番・地方税の取り扱い、9番・一般職の職員の身分の取り扱い、10番・地域審議会の取り扱いの5項目がございます。

また、自治体の運営に関する基本的な事項といたしまして、11番・特別職の身分の取り扱い、12番・条例・規則等の取り扱い、13番・事務組織及び機構の取り扱い、14番・一部事務組合等の取り扱い、15番・使用料・手数料等の取り扱い、16番・公共的団体等の取り扱い、それから17番・補助金・交付金等の取り扱い、18番・町名・字名の取り扱い、19番・慣行の取り扱いの9項目でございます、計19の項目を選定をいたしております。

また、次の20項目からが、事務事業の一元化にかかわる事項といたしまして、住民への影響や関心が高く、日常生活に密接に関係するものや、1市4町それぞれの地域事情を考慮した項目を整理したものでございます。

順番は部会ごとに整理させていただいておりますけれども、20番・広報広聴事業の取り扱い、21番・国際交流事業、姉妹都市の取り扱い、情報公開に関する取り扱い、それから行政区、コミュニティー施策の取り扱い、消防・防災事業や消防団の取り扱い、斎場・ごみ処理に関する取り扱い、生活排水・し尿処理を含めました上下水道の取り扱い、障害者・児童・保育・高齢者などの福祉事業の

取り扱い、国民健康保険や介護保険、保健医療事業の取り扱い、道路事業や公共交通に関する取り扱い、土地利用に関する取り扱い、農林水産、商工・観光関係事業の取り扱い、それから通学区域の取り扱いを含めた学校教育、それから社会教育事業などの取り扱いで25項目でございます。

項目の内容的には、住民自治や住民の安全に関すること、環境関連、保健・福祉の問題、生活基盤に関すること、土地利用や農業・商工問題、そして教育に関することなど、住民の生活に深く関連する項目につきましては、基本的に網羅されているものと考えております。

なお、当然に、任意協議会で御検討いただきました懸案事項や24分野62項目の最重要項目に関連する事項もすべて含まれております。

これに新市建設計画を含めまして合計45項目をご提案申し上げたいと考えております。本日は一定の質問をお受けいたしまして、次回協議会で審議・決定いただければと考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

次に、番号を黒く網かけをいたしておりますのが、前回の第2回協議会におきまして委員の方からご提案がありました、先に合併協議会で方向性を協議していただく項目といたしまして提案いたしておる項目でございます。

1番の合併の方式、2番の合併の期日、3番・新市の名称、4番・新市の事務所の位置、それから6番・議会の議員の定数及び任期の取り扱い、10番・地域審議会の取り扱い、そして18番の町名・字名の取り扱いの7項目でございますけれども、選定に当たりましては、合併に関します基本4項目など、この協議会で先に方向性を協議していただいた方が望ましいと考えられる項目を1市4町からご提案いただきまして、整理を行ったものでございます。

この協議会で先に方向性を協議する項目につきましても、次回の合併協議会で決定をいただきたいと考えております。

9ページをお願いいたします。

合併協定項目関連資料1の「合併協定項目の調整方針決定の流れ」でございます。

このフローは、合併協定項目の二つの協議方法を示しておりますが、基本的な流れといたしまして、左側の幹事会、専門部会、分科会で調整方針案を作成し、合併協議会で決定をいただくこととなります。

右側の流れとしまして、ただいま7項目を提案いたしましたけれども、先に合併協議会で方向性を協議していただく項目の流れを示しております。

この合併協議会で方向性を協議していただく項目につきましては、全体会議、この全体会議で協議していただくものと、小委員会に付託し集中的に審議していただく項目に分けられるものと考えております。これにつきまして中ほどからのフロー図でご説明いたしますと、まず協議会で方向性を協議する項目の流れといたしまして、幹事会、専門部会、分科会で項目の内容、課題、それから他市事例などの資料を整理しました後、合併協議会や小委員会の場で方向性について協議をしていただくこととなります。

次に、再度、幹事会・専門部会・分科会におきまして、協議会で示された方向性に基づき項目の調整方針を作成し、その上で合併協議会にその方針案を提案いたし、調整方針の決定をしていただくという運びになるかと考えております。

では次に、小委員会につきまして若干ご説明をさせていただきます。

資料の10ページをごらんください。

小委員会の設置の資料でございます。

久留米広域合併協議会小委員会規程の抜粋でございますけれども、所掌事務といたしまして第2条で、協議会から付託された事項について調査または審議するもの。委員としましては、第3条で小委員会の委員は、協議会の委員のうちから会長が指名すること。組織といたしまして第4条で、小委員会は委員長・副委員長及び委員をもって組織し、正副委員長は委員の互選によるものと規定されております。

小委員会設置の流れといたしましては、中段の左側となります。

本日この協議会で、小委員会設置についての説明をいたしておりますが、次の協議会で先ほど説明をいたしました、協議会で先に方向性を協議いただく項目の決定とあわせまして、この小委員会を設置して審議をする項目につきましても次回、第4回の協議会であわせて決定いただきたいと思いますと考えております。

なお、小委員会の設置が決定されましたら、その設置についての準備を行いまして、第5回協議会において小委員会の設置、調査または審議事項の付託を行います。協議会終了後、小委員会の委員さんにお集まりいただきまして、正副委員長互選をお願いすることになると考えております。

右側には、小委員会の審議、報告についてでございます。

小委員会で調査または審議いただきましたら、その結果を小委員会の委員長から協議会に報告していただきます。小委員会の報告を踏まえ、協議会で決定をいただく運びになるかと考えております。

なお、参考でございますけれども、小委員会の付託・設置の状況でございますけれども、幾つかの先例市を確認してみますと、設置数につきましては、協議スケジュールや運営面を考慮され、大体一つから三つ程度の設置となっており、また付託される項目は、6番の議会の議員の定数及び任期の取り扱いにつきましてが多いようでございます。

資料の11ページ以降に、合併協定項目関連資料の3といたしまして、合併協定項目の具体的に調整する内容を添付いたしておりますので、参考にしていただきたいと思います。最後に、今後のスケジュールについてでございますが、次の第4回の協議会で、ただいま提案いたしました協定項目の決定と、協議会で方向性を協議する項目の決定、これは小委員会で協議する項目もあわせて決定していただきたいと思います。そして決定いただいた合併協定項目の協議スケジュールの考え方についてお諮りをしたいと考えております。

また、第5回目の協議会以降から本格的に協議項目についてご提案をし、次の協議会で決定をしていただく運びになるよう考えております。

なお、小委員会を設置するものにつきましては、その項目の提案にあわせて審議していただく運びになるかと考えております。

以上で、合併協定項目案についてご提案をさせていただきます。

議長（江藤守國君） ただいま事務局から「合併協定項目について」説明がございました。本日は協議・確認事項といたしまして、「合併協定項目の確認」、それから「協議会で方向性を協議する項目」、そして「小委員会を設置して協議する項目」の3点についてご説明をいたしております。

説明の内容などにつきましてご質問がありましたらお願いします。

また、あわせて次回の協議決定に際しまして追加資料等のご要望がございましたら、それも一緒におっしゃっていただければありがたいと思います。

はい、どうぞ。

委員（平田 正君） 城島町の平田です。

今回の協議会開催につきまして城島町は、合併協議会の勉強会という形で、この資料を検討させていただきまして、その中で城島町の事務局の方からお話では、この合併協定項目につきましては、事務作業の流れの中で追加なり削除とかいう形で検討されることがあるというふうにお聞きしましたけれども、それで確認したいんですけど、それでよろしいでしょうか。

議長（江藤守國君） じゃ、事務局の方から回答してください。

事務局(池松) 今、平田委員の方からお申し出がありました合併協定項目の追加につきましては、前回の協議会でもお諮りしてますように、追加項目は必要となりましたら、ございますということです。

ただ削除につきましては、今回合併協定項目を決めていただきましたら、削除についてはないというふうに考えております。

委員(平田 正君) はい、わかりました。

議長(江藤守國君) ほかにございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

委員(三浦俊明君) 田主丸町の三浦でございます。

3点ございまして1点はですね、要するにこれは合併協定項目となっております、いわゆる市役所だとか役場の仕事をどう変えていくかという内容になってるわけですね。ところが合併というか、住民が合併するわけなんで、住民の目から見て、新しいまちをつくるためにどういうことを決めていく必要があるかという観点から一つご提案させていただきたいのは、久留米市の場合等はわかりませんけども、私たちのような田舎では、いろんな住民に負荷をかぶせてる面があるわけです。道路愛護週間だとか何とかですね。そういうものは単に変えようと思ったら、これは町とか市の財政のまた負担になっていきますし、一方ではそういうものはやっぱり変えていかないと、新しい市として30万都市として変えてはいかないと、ということもあると思うんですね。したがって、そういうその慣行、いい実例はあるけど、その慣行を出し合って、どうしていくかというところをぜひ加えていただきたいというのが1点でございます。

それから2点目は、実は合併してやっぱり一番大事なのは、3月議会は各市町村とも予算を組まれたと思いますけども、金がどうなるのかという問題ですね、特に合併をして、新しい市がどのくらいの人員の合理化になるのか、それによってどのくらい財源が浮くのか、そういうものを10年間を歩ませて試算するのは大変でございますので、瞬間的にですね、例えばもう17年の4月1日に合理化も実現するというような前提で財源がどのくらい浮いていくのかと。しかも一方では、各市は一般財政のほかに特別会計だとか、あるいはいろんな第三セクター的なものも持って、赤字とか黒字とかあると思うんですね。そういうものも全部出し合って、要するに金がどのくらいあるのかと、余裕がどのくらいあるのか、どのくらい大変なのかと、そういうところを出し合わない、いろんなことをこれもやりたい、これもやりたいとこうなってしまうと、財源と合わなくなっちゃうというところが出

てくる可能性が高いんじゃないかと思しますので、そういう合併によるその効果、出てくる財源、今現在の財政状況、そういうものはやっぱりぜひ出していただきたいと。それをもとにやっぱり計画を練っていった方がいいんじゃないかというのが2点目です。それから3点目はですね、この左の方の5番にあります、これは何と言うんですかね、財産の取り扱いですかね。これは実は私も少し勉強したんですが、昭和29年から30年ごろに合併がものすごく進んだわけですけども、そのとき合併までに二、三年あったときに、合併するならば今のうち全部金を使っておけとかですね、そういうことがかなりあったらしくて、その結果、新町あるいは新市が発足した後で財政が非常に赤字になって債務市町村といいますか、債務超過市町村といいますか、そういうのが出てきたやに聞いております。これは早くどうするのか、例えば一方では2年間凍結するというのは非常に極端なんでございますけども、そこら辺の金の使い方の問題、そういうのを先にやっておかないとまずいんじゃないかと、以上3点でございます。

そういう点で、これを見ますと、役場の仕事、市役所の仕事をどうするかだけじゃなくて、もうちょっと広げた目で見ていく必要があるんじゃないかならうかと思うわけでございます。以上3点でございます。

議長（江藤守國君）　じゃ事務局から回答をお願いします。

事務局（田中）　事務局の方からお答えいたします。

まず1点目は、住民への負荷ということでございまして、これにつきましては行政の方で基本的な中でございますけども、19番の慣行の取り扱い、こういうようなものに該当するのかどうか、ちょっと検討をさせていただきたいと思えます。

それから2点目の財政の件でございますけども、この財政につきましては、新市建設計画というのを合併協定項目の中に決めるようにしてございまして、この新市建設計画では財政の分野もシミュレーションをかけるということになりまして、今委員さんがおっしゃったような効果、あるいは今後の財政需要の見込み、そういうものを調査、それから推計を行うというような形になっております。これとリンクするような形で、事業計画等も新市計画の中で定めていくというような形になりますので、そういうような対応になると思えます。

それから金の使い方というか、財産の取り扱いということでございまして、これにつきましては、これも先ほどの新市建設計画との絡みが若干出てこようかと思えますけども、今ちょっと確認したいのは、この財産取り扱いについて協定項目に含めればいいのかという、そういうご意見でございませ

ようか。

委員（三浦俊明君） そうですね、いや協定項目というか、約束をしておかないと、非常におかしくなりやしないかという。

事務局（田中） これにつきましては、例えば財政調整会議と、そういったふうなものがございまして。また、新市建設計画を策定する会議、あるいは企画調整会議等ございまして、それを所管する総合調整部会というものがございまして、この中でそういう内容につきましても協議をしていくということ考えているところでございます。

議長（江藤守國君） はい、三浦委員。

委員（三浦俊明君） よく理解できました。

それで実はこの45番のこの新市建設計画ですね、これが非常に大きくりなんで、ちょっと理解しにくいんですね。それでここをもうちょっとブレイクダウンできないかということ。

慣行は後ほど、さっきちょっと質問したのは、次の13ページに慣行という欄があるんですけども、市の花とかそういうことよりか、もっと先にお願ひしたいという意味でございまして、よろしくお願ひしておきます。

それからさっきの財務の取り扱いですけども、これは非常に技術的には難しい問題があると思うんですけども、できたらやっぱりこういう場でやってた方がお互いの、先ほど田主丸の不信感、今回ものすごく反省してるんですけども、そういうふうにならないようにですね、やっぱりこういう場でオープンにされた方がいいんじゃないかと私は思うんですけどね。以上です。

市長（江藤守國君） 今の件について事務局の方から説明をお願いします。

事務局（田中） まず、新市建設計画につきましては、前回の会議の中で、その新市建設計画の内容等についてご説明をいたしております。その中で、前回は新市建設計画の作成の方針というものを、ご説明する中で、まず新市建設の内容といたしましては、合併市町村の建設の基本方針、それから合併市町村または合併市町村を包括する都道府県が実施する建設事業、基幹となる事業、あるいは公共施設の統合整備に関する事項、あるいは先ほどからご意見出ております合併市町村の財政計画、こういう四つを大体大きな柱とするものでございます。

そしてこの新市建設計画につきましては、一括してということじゃなくて、それぞれ幹事会等で、例えば項立てとか、あるいはその内容というものが少しずつできていきますので、そのたびにこの協議会の中にかけてご承認をいただくというようなことを考えておりますので、どうぞよろしくお願ひ

いたします。

議長（江藤守國君） よろしゅうございますか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかにございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

委員（益永エミ子君） 北野の益永と申します。

私は、この基本的事項の1番、合併の方式について再度お尋ねいたします。

任意協議会のときでも、このことについて対等か編入か、そのことをお尋ねいたしたわけでございます。そのとき北野では、いろんな会合で対等の線を町長さんは強調されておりました。任意協議会のときに白石市長さんは、そういうことではない、編入だというお答えだったと思いますが、私たち北野町では、いろんな会合で対等の線で話し合っただけだったので、この席においてもう一度お尋ねいたしたいと思います。

議長（江藤守國君） 事務局から回答をお願いします。

事務局（村上） 私の方からご回答させていただきます。

この合併の方式につきましては、任意協議会の中で、この法定協の合併協議会の中で整理をしていくということで、確認がなされていたかと思えます。

具体的には、先ほど事務局の方からご説明申し上げました、この合併項目についての項目整理をしていただいた後、今後の審議スケジュールについての考え方をお示しし、これでご協議をいただきたいというふうに思っております。その中に、一つの項目としてこれも入っておりますので、そういう流れの中でこの分については整理をしていく形になるかというふうに思っているところでございます。

議長（江藤守國君） よろしゅうございますか。

はい、井口委員。

委員（井口正美君） 今、益永委員の方からの関連すると思えます。基本的な事項等の中の合併の方式の点でもう一言添えたいと思えます。

今発言に対して事務局の方から説明がございましたけれども、住民の方としては、私の町のことですけれども、事務的サイドでこういうふうに進んでいってというのは、今こういうふうな時期でもございますし、それを報告しなければいけない立場にあります。そういうことで、対等か編入かということをここではっきりもう一度示してもらいたいと思えます。

議長（江藤守國君） 事務局から回答をお願いします。

事務局（村上） この合併の方式も、先ほどご説明、ご提案申し上げました合併協定項目の1項目でございますので、この合併協議会の中でご協議していただき、決定をいただくというふうな段取りになってくるものでございます。

ただ、私先ほど申し上げましたのは、この合併協定項目、現在ご提案45項目しておりますが、これをどういうふうな順番、スケジュールでもってご協議をしていただくかというのを後日の、次の合併協議会の中で考え方の案としてご提案させていただければなと思ってるということでございますけれども。

議長（江藤守國君） よろしゅうございましょうか。

はい、井口委員。

委員（井口正美君） 私の町のことを言ってるのはですね、皆さんはご存じのように、投票しております。その投票がですね、そういうふうなこういうふうな何千項目もすり合わせて云々と、そういうことを知ってある人は住民にはおられません。10人に1人ぐらいおられますと思います。そういうふうな中において、編入か対等かというところで始まっております。

先ほど委員の方から質問をしているのは、その対等か編入でうちの町は住民は考え方が全く変わるということ、この場所で言っておきたいと思えます。全く条件が違くと、先ほど最初冒頭に言ったのは、そういうことでございます。（「いいですか」と呼ぶ者あり）

議長（江藤守國君） はい、堀委員。

委員（堀 正文君） ただいまの北野の井口さん、それから益永さんのご意見は、事務局がもうとおり基本的事項の合併の方式はこの後協議していくということで私たちは理解しておりますが、これは北野の町長さんにお伺いしたいんですが、住民投票したときに、編入か対等合併か、この項目も入れられて住民投票をされたんですか。

議長（江藤守國君） はい、秋吉町長。

副会長（秋吉喜一郎君） 町長の秋吉でございますが、私の方は各校区ごとの説明会を2回ほどやりました。その中で私が言ったのは、合併の方式とかは法定の協議会の中で協議・決定をされますと、はっきり申し上げておりました。

そこで今、議員さんおっしゃってますが、その節に私は対等を主張しますよという、意見としてですね、当然法定協議会の中でそういう意見を主張したいということは申し上げましたけども、合併の

方式は対等であるというような説明はしておりません。以上でございます。

それで途中、実は校区説明会の中で、まだ途中でしたけども、久留米市長さんが編入だというようなことを言われたということで、私の方から久留米市長に電話をしまして、「編入じゃなくて、法定で協議をするということになっておるじゃないですか」ということで、任意の協議会の冒頭に白石市長さんから、「確かにそうです」という訂正のお話があったはずでございます。以上でございます。

議長（江藤守國君） よろしゅうございますか。

ほかにございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

委員（平田 正君） 城島町の平田ですけれども、先ほど北野の方でそういうこと、合併の方式とか具体的内容について、もうどうしても第3回、次回では第4回の合併協議会になってきますと、やっぱり地域に帰っても具体的内容でやっぱり説明をしたいという部分がどうしても今うずうず出てきてると思うんです。そうしまして、今までの会議といいますが、その合併の協定項目等についてのどういう決定をするかという事務的な枠や流れを決めてきたと思うんですよね。この第8号議案の合併協定項目についてのこの協議は、今回報告で次回がそういう承認の決定となっていますけれども、なるべく事務を早くしていきたいというのがありますし、今回の第3回の協議会でこの合併協定項目について承認という形にはできないでしょうか。提案ですけれども。

議長（江藤守國君） 今の提案ですが、今まで事務局が説明しましたのは、合併協定項目はこういう項目ですよと、今日ご提示して、そしてまた各委員さんに検討していただいて次回に決定すると、項目自体を、ですね。項目の内容はまだ別ですけど。そういう手順でいかがでしょうかということでご説明したんですが、もう今日決めてしまっただけというふうなご提案ですけど、どうでしょうかね。一応やっぱりいろいろ検討していただくプロセスも必要じゃないかと思えますけども。いかがでしょうか。

委員（内田 満君） 事務局の提案どおり、次回また提案をされるということで、内容はまだですね。

議長（江藤守國君） 項目だけを、この項目を合併協定項目にしますよというのを今ご提示して、次回決定すると、そういう流れでございますが。

委員（十中大雅君） 内田委員さんもルールに従ってということで。

委員（内田 満君） 執行部の提案に従いまして進んでいきたいと思えます。

議長（江藤守國君） はい、わかりました。（「ようございますか」と呼ぶ者あり）

はい、どうぞ。

委員（澤水正義君） 北野町の澤水と申します。

さっきからいろいろと、合併の方式についていろいろと意見なり説明がありましたけれども、2月の1日、県の方からの研修のとき、米倉主幹といえますかね、あの人からいろいろお話がありましたけれども、この協定を進めていく上に一番基本的になるのがこの合併の方式であると、これを最初に決めて、それから各専門部とかというような部分に入っていった方がスムーズに行くというふうなお話でありましたので、我々はその辺から入っていったが一番今後スムーズに行くんじゃないかというふうな気持ちで二、三人、北野町の委員さんからもお尋ねがあったというふうに思っております。以上です。

議長（江藤守國君） 答弁を事務局の方から。

じゃ、米倉主幹の方から。

福岡県総務部地方課合併支援室企画主幹（米倉秀之君） 2月の頭に、法定合併協議会の役割等につきまして私の方からお話をさせていただきました。あの際は、私の方からと、長崎市の方からお見えになりまして、事例のお話があったかと思えます。

長崎市さんの方が、まず合併の方式を最初に決められたというふうなお話をされたかと思えます。最後に私の方に、どちらがいいんだろうかというご質問いただきまして、まあそれぞれでお決めいただくことではございますが、確かにその後の協議スケジュールに大きな影響を及ぼすことですので、早く決めた方がいいという考え方は一方でございます。ただ一方で、今から新しい市をつくっていくというその基本理念を一定程度、皆さんで共通理解を持っていただいた上で、順次協議していくというやり方もございますというふうな説明を私の方からさせていただいたかと思えます。以上です。

議長（江藤守國君） ほかにございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

委員（野村平美君） 北野町の野村と申します。

ただいま北野から方式についての質問が3名あっておりますけれども、町長が大体議会関係でも、その対等と思っているというようなことを言っておるものだから、結局私たちは久留米23万都市とですよ、1万7、8千のところに対等というような考えを持っておりません。ただ町長の意向とし

では、こういう細部にわたって話し合いがあるということについては対等であるというような意見と私たちは受け取っております。

それで議会としても、これについて議決しておりますから、それがすべてその議長が申し上げるように、そういう理解でしたとは私は受け取っておりません。

それで、これは非常なその論議に、北野町長ではやっぱり小郡・三井賛成派と申しますか、この方たちも必死にやっておられますので、まあこの方式を町長が対等と言うたということについて、今町長も先ほど申されたように、気持ちとしては対等というように私たちは、私は受け取っておりますので、誤解のないようにお願いしたいと思います。

議長（江藤守國君） はい、ほかにございませんでしょうか。

はい、井口委員。

委員（井口正美君） 副議長がそういうことを言うなら、議会で対等であるということを町長が言ったことをここで言うておきます。私はこれで退席をさせていただきます。全く住民にそういうことは理解は、私は自信がございません。

議長（江藤守國君） ほかにございませんでしょうか。

ほかにございませんようでしたら、ただいま事務局が説明しましたように、合併協定項目、それから協議会で方向性を協議する項目、小委員会を設置して協議する項目の3点についてご説明いたしましたので、次回決定、協議の上、審議の上、決定させていただく、項目についてですね。そしてその後、こういった流れの中で十分協議していくと、合併方式につきましても協議していくということをお願いしたいと思います。よろしゅうございましょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

議長（江藤守國君） ありがとうございます。

それではそういうことをお願いしたいと思います。（発言する者あり）

今に関連してですか。（「関連してです」と呼ぶ者あり）

じゃ、どうぞ。

委員（中野 寛君） 済みません。田主丸の中野でございます。

今の項目について、それから流れについて賛同いたしております。

ただ事務局に要望ということをお願いをしたいと思いますが、実は4 5項目目に「新市建設計画」、1項目ございます。これは私の理解が足りないかどうかわかりませんが、新市の夢だろうと思います。

ドリームだろうと思います。先ほど北野からもいろんなご意見出てましたが、やはり住民に説明するには、事務の手續の調整ばかりを報告しても、やはり住民はなかなかこう思ってくれませんし、こう納得してくれません。やっぱり夢を、こういう夢があるんですよという説明も段階を追って説明していかないと、私どもも一委員として出てきても説明をしようございませぬ。ただ決定権は、田主丸の問題いろいろご迷惑をかけたと思いますが、やはり最終的には議会で議決・承認していただかないことにはなりませんので、そうなる私どもも何のために出てきたのかなというような状況になりますので、ひとつ事務局サイドとしてはぜひただの1項目ですが、45番目のこの1項目をできるだけ夢のあるような、納得ができるような、すり合わせ以上の気を使って作り上げていただきたいし、この点についてはもう存分な審議をお願いしたいと思います。以上でございます。

議長（江藤守國君） はい、ただいまの要望をしっかり踏まえて、事務局あるいはこの協議会としてもやっていく必要があると、もっともなことだと思います。ありがとうございました。

続きまして、第9号議案 平成15年度久留米広域合併協議会事業計画、及び関連がありますので、第10号議案 平成15年度久留米広域合併協議会予算を一括して協議したいと思います。

事務局から説明をお願いします。

事務局（田中） 事務局よりご説明いたします。

第9号議案

平成15年度久留米広域合併協議会事業計画

平成15年度久留米広域合併協議会事業計画を次のとおり定めることについて、承認を求めらる。

平成15年度久留米広域合併協議会事業計画ということで、1から6、記載しております。

まず、「会議の開催」でございますが、協議会あるいは幹事会、それから専門部会、分科会、そういったふうな会議を開催いたしまして、事務事業の調整あるいは新市建設計画等、この協議会の大きな役目になります事項等について協議をお願いしたいと考えているところでございます。

2番目が、「新市建設計画の作成」でございます。先ほども夢のあるビジョンになるようにというご意見をいただきましたが、新市建設計画を作成いたします。このための必要な調査・研究もあわせて実施をしたいと考えているところでございます。

次に、本日の協議事項にもございましたけれども、「合併に関する協議」ということで、基本的な事項、それから合併特例法による協議事項、その他協議会に関する事項ということで、合併協定項目

に関するそれぞれの協議を行うこととなります。

それから4としまして、「住民への情報提供」ということで、大体毎月1回予定をしておりますけれども、「合併協議会だより」の発行、あるいは啓発冊子等の発行も今後検討をしたいと考えております。

それからホームページ、既に2月に開設をいたしておりますけれども、このホームページの更新・充実を図りたい。それから啓発用のビデオあるいはポスター、そういうものも作成をしたいと考えているところでございます。

5番目に、宿題となっております「行政視察の実施」でございます。先進の合併協議会等への視察を15年度に実施をしたいと考えているところでございます。

6「その他」としまして、国や県との調整、あるいはその他必要な事業等を15年度には計画をしているところでございます。

平成15年3月29日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國 これが

第9号議案でございます。

続きまして、第10号議案でございます。

これは平成15年度久留米広域合併協議会の予算でございます。

資料の17ページをお開きいただきたいと思います。

平成15年度久留米広域合併協議会予算を次のとおり定めることについて、承認を求める。

平成15年度久留米広域合併協議会の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,600万3,000円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表1」のとおりとする。

平成15年3月29日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國 続きま

して、この詳細につきましてご説明をいたします。

資料の18ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額につきましては、先ほどもご説明しましたように、歳入歳出それぞれ5,600万3,000円を提案しております。

まず、歳入についてご説明いたします。

1款1項 負担金の構成市町協議会負担金でございますけれども、3,400万円は協議会のすべての経費に対する構成市町協議会の負担金でありまして、各市町の負担額は、原則、経費総額を平等割30%と人口割70%に分けて計算することとなっております。

しかし、第2回協議会におきまして、国の14年度補助金の増額によります14年度の協議会予算の補正、あわせて14年度と15年度のトータルで各市町の負担額を整理することについてご承認を得ておりますので、これに沿って予算を計上しております。その結果、久留米市が3,020万円、田主丸が160万円、北野町が100万円、城島町が50万円、三瀬町が70万円を計上いたしております。

次に、2款1項 手数料1,000円は、情報公開にかかる手数料の科目存置でございます。

次に、3款1項 繰越金でございますが、この2,200万円は主に、先ほども触れましたが、国の14年度補助金の増額に基づき、14年度協議会の補正に伴い生じる予定のものを見込み計上するものでございます。

最後に、4款 諸収入 1項 預金利子1,000円と2項 雑入1,000円は、それぞれ協議会歳計現金の預金利子及びその他の雑入にかかる科目存置でございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

初めに、1款 運営費のうち1項 会議費605万6,000円は、協議会、小委員会、及び幹事会の開催にかかる経費でありまして、協議会委員及び小委員会委員報酬286万円、費用弁償38万2,000円、会議録作成委託料75万6,000円、及び会場借り上げ料120万円などがその主なものでございます。

続いて、2項の事務局費635万4,000円は、事務局運営に要する経費でありまして、事務局の庶務を補助する臨時職員1名に要する共済費21万3,000円及びその賃金152万6,000円、県地方課等との協議及び視察のための旅費140万3,000円、パソコン、それから公用車等の借り上げ料204万円がその主なものでございます。次に、2款 事業費4,309万3,000円は、合併後の新しい暮らしや都市の姿を住民の皆様にも明らかにする新市建設計画の作成、広域合併に関する機運の醸成や情報提供及び先進団体の情報収集等に要する経費でありまして、先進の自治体・協議会視察のための旅費113万2,000円、広報紙・パンフレットなど啓発冊子等の印刷製本費1,046万円、それから新市建設計画及びその作成等に伴います各種資料作成の業務委託料

1,300万円、広報・啓発用の資料等作成委託料600万円、ポスター・横断幕・看板作成及び各種広報委託料840万円などがその主なものでございます。

最後に、3款 予備費についてでございますけれども、予定外の支出や予算の不足に充てるために50万円を計上しているものでございます。以上でご説明を終わります。

議長（江藤守國君） ただいま事務局より説明がありましたけれども、何かご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

はい、堀委員。

委員（堀 正文君） 第9号議案の会議の開催の中の協議会なんですけど、これは1月17日の第1回の広域合併協議会の中での事務局からの答弁ございましたけども、会議について定期開催等も検討したいと、例えば月の第何曜日とか、そういうことも十分検討していきたいという答弁がいただいておりますが、その後どのような検討がなってるか、よかったらお答えいただきたいと思います。

議長（江藤守國君） はい、事務局から答弁をお願いします。

事務局（村上） 幾つかの先進地につきまして状況、どちら、どういう形が一番運営の仕方がいいのか、問い合わせ等、調査をいたしました。

例えば唐津の場合でございますが、唐津の場合は、その月の一番最後の日、この日に決めてあるようでございます。ただ現実的に、事務局の意見を聞きますと、なかなかそのそういう形での開催に苦慮していると、これがいいのかどうか唐津市の方につきましても現在検討中ということでございました。

それから八代市の場合につきましては、定期日を定めることについては、なかなか首長さん、議長さん等の日程調整が難しく、やはりこのことも検討したけれども、なかなか定例日を定めるというのは実際運用上難しく、前段に議長・首長等の日程を調整する中で流動的に対応しているというふうな状況でございました。

正直なところ、私どももどういう形が一番運営しやすいのか、まだ結論を出し切らずにおるとというのが状況でございます。それで、ここしばらくにおきましては、前々回のときにご説明申し上げましたように、日程につきましては2週間前にはご通知を申し上げる、それから資料の送付につきましては、1週間前を基本として送付はさせるという形の中で、もう少し様子を見させていただければというふうに思っているところでございます。

議長（江藤守國君） よろしゅうございましょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかにございませんでしょうか。

ほかはないようございまして、第9号議案及び第10号議案につきましては、原案のとおりで
ご承認いただきますでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございました。

それでは原案のとおりで承認していただいたということで処理させていただきます。

以上をもちまして、本日予定しておりました協議事項は終了いたしました。

次に、その他の項に移ります。

事務局から何かありましたらお願いします。

事務局(村上) 今回の日程の件につきましてご質問をいただきました件にもちょっと関連するわけ
でございますが、次回の協議会の開催日程についてでございます。

合併協議会の開催につきましては、今お話しございましたように、一月に1回を基本として開催を
させていただいている状況でございます。通常でいきますと、今日が3月の29日でございますので、
次回は4月の下旬頃というかたちになってまいるわけでございますが、ただこの時期につきましては、
統一地方選挙が終わったばかりというふうな状況、それから連休期間中ということもございまして、
よろしければ次回につきましては、5月の連休後に日程調整をさせていただければなというふう
に今考えているところでございます。

なお、次々回の第5回会議につきましては、この関係で、第4回会議と第5回の会議の時間的な間
が少し詰まりますが、5月末から6月上旬ぐらいに開催させていただければなというふう
に考えているところでございます。以上でございます。

議長(江藤守國君) 事務局より次回協議会の開催日程につきましてご提案させていただきました
が、委員の皆さん、いかがでございましょうか。ようございませうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございます。

それでは、次回協議会の開催日程につきましては、5月の連休後とさせていただきます。

そのほか委員さんから何かございましたら。

はい、どうぞ。

委員(刈茅貴俊君) 田主丸町の刈茅です。議会から出てきております。

今日は城島町の委員さんから、私たちの町の町長の方に厳しいご意見をいただいたわけですが、この責めは町長が受けるものではなく、議決した私たちが受けるものだと考えております。町長は、通常どおりの議案の提案で議会に臨まれておりまして、それを結果的に否決したのは私たち議会の方でありまして、ですからこれからは私たちの町の町長に対して、そう厳しい目を向けていただかないように、むしろ私たちが責めは受けますので。

それから最後に1点だけ質問させていただきたいんですけど、その他の項ということで許していただきたいんですけど、若干気になっております。これから聞くのは、私何か意図的に聞くとかじゃなくて、非常に単純な質問です。

というのはですね、本日、西日本新聞を拝見したところ、記事を、その中で久留米広域の中から広川町と我々田主丸町を差し替えて枠組みの変更を始めるようなという記事があるわけなんですね。

で、何を心配してるかと言いますと、新聞記者の方は明確なニュースソースがなくて記事を書かれることはあり得ないんじゃないかと、私たちは心配しております。

ですからまさか、普通こういう団体名でいくと、久留米広域の中からとか言うと、通常サポート体制される事務局の幹部の方とかの表現とかですね、いわゆる政府首脳が言ったとかという記事の書き方と一緒にですね、ありはしないんじゃないかと。

だから、そういうことはなかったんじゃないかなというふうに思うと、ここにいらっしゃる新聞の記者さん方から怒られるかもしれないんですけど、田主丸町としてはなかなかその1市4町で合併していこうということは堅持してるわけございまして、議会も、今のところですね。ですから、こういうふうな表現があると、私たちのそのおり場がなくなるというかですね、ちょっと心配しております。ですから、事務局長さんですか、そういうことはあり得ないということで明確に否定していただければな。

今日首長さんたちは、この今のところ1市4町の枠を堅持するというふうに決められているわけですから、まさか事務局から出たことではありませんと明確に否定していただければ、私何もありません。以上です。

議長（江藤守國君）事務局から先言っていいですか。

じゃ、堀委員さんどうぞ。

委員（堀正文君）ただいま田主丸の議員さんからの発言ですけども、私は何も田主丸の馬田町長さんに厳しく質問してるわけではございません。

事情がですね、最初言ったとおり、新聞等でしか承知してないと。だから事情的には首長会議では相当な議論があったでしょうけども、委員は十分承知してないから、その辺を詳しくお知らせいただきたいということでお尋ねしました。

それから当然、町長さんがですね、首長さんが議会に提案する。特にこの問題は非常に大事な問題であり、確認事項もある。この問題を提案されるときに、町長は関係ないよと、そんな問題じゃないと思う。これはやはり提案する以上は、提案者というのは特にですね、この問題は各1市4町・5町の確認事項でもあるので、やはり議会等も説得もし、きちんと説明し、理解受けするような提案、当然首長としての提案する意識は持つのは私は当たり前のことだと思います。以上です。

議長（江藤守國君） 先ほど馬田町長からも、相当努力されたということの中の結果だということでございます。

それでは事務局からも説明をお願いします。

事務局（村上） 事務局から言及したものではありません。

議長（江藤守國君） ほかにございませんでしょうか。

それではほかにないようございましたら、これをもちまして久留米広域合併協議会第3回会議を終了させていただきます。

熱心なご審議、どうもありがとうございました。

（午後0時07分 閉会）

久留米広域合併協議会会議の運営に関する規程第6条第2項により署名する。

議 長 江 藤 守 國

委 員 内 田 満

委 員 前 川 博